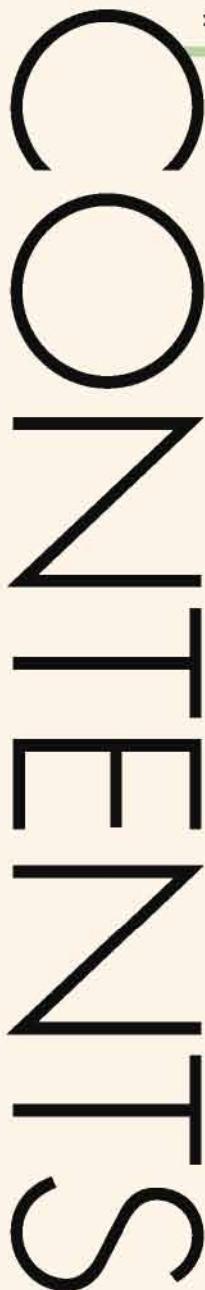


おとし
アマリ

5 2005
MAY
平成17年
第12号



独立行政法人労働者健康福祉機構
高知産業保健推進センター



■経済の活性化に向けて 日本銀行高知支店長 櫛田 誠希	1
■平成17年度高知産業保健推進センター事業計画	2
■風速計の使い方について 高知産業保健推進センター相談員 門田 義彦	4
■食生活と生活習慣病 高知県衛生研究所	7
■産業看護の現場から 近森病院健康管理室 野口 由美	10
■安芸・香美地域産業保健センターだより 安芸・香美地域産業保健センター コーディネーター 橋本 邦夫	12
■事業所の産業保健活動紹介 飛島・大旺特定建設工事共同企業体新宇治川放水路作業所	14
■行政情報解説 個人情報保護と労働衛生管理 高知産業保健推進センター特別相談員 甲田 茂樹	16
■産業保健セミナーのご案内	18
■産業医学研修会のご案内	20
■高知産業保健推進センター相談員のご紹介	21
■高知労働局雇用均等室よりお知らせ 育児・介護休業の改正について	22
■ 地域産業保健センターのご案内	23
■ 助成金のご案内	24
■ 人事異動のお知らせ、編集後記	25

経済の活性化に向けて

日本銀行高知支店長

橋田 誠希



高知県経済は、製造業で内外需要の増加を背景に回復に向けた動きがみられるものの、大宗を占める非製造業では、建設関連業種が不振を続いているほか、観光や小売り等も緩じて不冴えな動きが続くなど、全体として浮揚力に乏しい状態が続いている。

こうした背景には、製造業のウエイトの低さや経済のグローバル化に伴う競争激化、さらには高齢化・人口減少社会の遅早い到来などの様々な構造要因が作用していると考えられるが、直接的には財政需要減少の影響が大きい。しかも、これらの要因はいずれも高知県経済が中長期的に向き合っていかざるを得ない環境変化であり、地域経済の活性化が大きな課題となっている所以である。

しかし、状況をことさら悲観視する必要はない。将来を形作るのは、これからの一連の「現在の取組み」である。私は、その際、鍵となるのは企業等による新たな挑戦であると考えている。既に、様々な業種・規模の企業等において、経営改善努力や新たな技術開発、新たな需要開拓の取組みが始まっている。中には、着実な成果に結び付けている先もある。経済を取り巻く環境が大きく変化する中で、企業等がこうした環境変化に適応し成長を続けるためには経営革新——すなわち、新たな商品・サービスの提供や新たな販路・顧客の開拓、新たな生産方式・サービス提供方法の導入などによって、商品やサービスの高付加価値化を企業経営全体の中で実現すること、が必要である。組織の自己革新を伴う企業等の主体的・自立的な行動こそが新たな局面を切り開き、業績の改善、ひいては地域経済の活性化に道を開く。戦後日本経済が発展する中で今まで一貫して中小企業が大きな役割を果たし続けてきている理由は、幾度となく直面した大きな環境変化に中小企業が機敏かつ柔軟に対応してきたからである。

もちろん、どのような企業、団体であれ、組織が自己革新に取組むのは非常に難しい。組織を構成し、経済活動を支えているのはそこで働く一人一人の個人である。働く人々の意識の変革抜きに、組織の活性化や経営の変革も実現しない。組織で働く全員が、高いモチベーションを持って、それぞれの持ち場で仕事の付加価値を高める努力をする、そのことによって初めて組織が活性化し、経営革新も実現できる。昨今、様々な組織の現場で長時間労働などの過重労働問題やストレスなどによるメンタルヘルス問題が大きなテーマになっている。組織で働く個人が心身ともに良好な健康状態を保持して、安全かつ健康的な職場環境の中で能力を最大限發揮出来るようにすることは極めて重要な課題である。そして、自立的に行動する人に活躍の場を与え、働きをしっかりと評価し、一人一人に生きがいと満足感を持って働く環境を創り出す、そのような組織運営を実現するのは経営の役割である。厳しい経済情勢にあるだけに、経営の役割に期待するところは大きい。

平成17年度高知県産業保健推進

第1 事業運営の基本方針

現下の厳しい産業経済活動の情況を踏まえ、産業保健関係者等に対して質の高い支援を的確に行うとともに、事業運営の一層の効率化を図ることとする。

第2 産業保健を取り巻く情勢

厚生労働省が平成14年に実施した労働者健康状況調査によると、自分の仕事や職業生活に関して、「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者は過半数を超える61.5%となっているほか、当センターにおける産業保健関係者からのメンタルヘルスに関する相談件数が増加している状況である。

高知県における平成15年度一般定期健康診断における有所見率は49.0%であり、脳血管疾患や虚血性心疾患等につながる高脂血症、高血圧症等に関連する所見が大きな割合を占めているなど、事業場におけるメンタルヘルス対策、生活習慣病対策が一層重要となっている。

第3 センターの事業計画取り組みの基本方針

- (1) 産業保健関係者のニーズを適確に把握する。
- (2) 産業保健に関する専門家の意見を踏まえた事業計画を策定する。
- (3) ビジョン「産業保健関係者への適切な支援」を行うため、次の5つ視点で行動計画を立て実践する。常に、事業実績の分析、評価を行い評価結果を業務に反映させるよう努める。

視点1.利用者の視点

2. 質の向上の視点
3. 財務の視点
4. 効率化の視点
5. 学習と成長の視点

センター事業計画の概要

第4 具体的事業計画

(1) 研修事業

産業医、産業看護職、衛生管理者、労務担当者などの産業保健関係者に対し、産業保健活動の実施に関する知識付与型の研修に加え、実践的研修を実施する。

(2) 情報提供

情報誌「よさこい」を年3回定期に発刊し、産業保健関係者に対し適切な情報提供を行う。ホームページを更に充実させ利便性の向上を図るとともに、適切に更新を行い時宜に応じた情報を提供する。

(3) 痛口相談・実地相談

多様な分野の産業保健相談員による専門的見知から相談への回答を行い、インターネット、ファックス等多様な媒体による相談受付を行う。

(4) 地域センターへの支援

コーディネーター等に対する研修、地域産業保健センター運営協議会への指導・助言を行う。

(5) 広報・啓発

事業主セミナー、キャンペーン活動を実施する。

(6) 助成金事業

構内下請事業場、業界団体等に対して関係機関と連携し、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健診受診支援助成金の周知、利用勧奨を行う。

(7) 調査研究

本年度は、「高知県における産業医と事業所の産業保健活動の実態に関する調査研究」をテーマとして調査研究を行い、成果について公表する。

風速計の使い方 について

高知産業保健推進センター相談員
門田労働衛生コンサルタント事務所

所長 門田 義彦



空気の流れ(風)は、作業環境の主要な要素です。風が直接当たることによって温度感覚が左右されるばかりでなく、有害物質は主として空気を介して人間と接触します。このため、空気の流れを機械的に制御します。したがって、事務所や作業場の空気の流れ(風速)を正確に把握することが作業環境管理のうえで重要となります。

当センターの熱線式微風速計ウインド・ボーイISA-80などを利用すると、簡単に正確に事務所や作業場内の風速を測ることができます。

どのような時に測定するか

以下のような場合、特に微風速計を用いて風速を測定します。

- ①局所排気装置の風量確認(自主検査など)
- ②分煙設備の効果確認(職場における喫煙対策ガイドライン)
- ③事務所などの換気装置の機能確認(事務所則・ビル管理)
- ④その他クリーンルームの管理など



熱線式風速計の原理

風速計の原理には、回転を利用したビラム式(風車)、圧力差を利用したピト一管式、熱拡散による熱式、光を利用したレーザ流速計や音波を利用した超音式などがあります。当センターの熱線式風速計は、熱式を測定原理としています。

熱線式風速計は次の仕組みで風速を測定します。まず熱線式風速計のプローブの先端にあるセンサーには、細い金属線が張ってあり、電気的に加熱しています。この金属線に風があたると熱が奪われて冷却されます。このように奪われた熱(熱損失)を電気抵抗の変化として計測して、熱損失と流速の関係から風速を測ることができるわけです。なお周辺の温度変化の影響は自動的に温度補償して取り除いています。



操作方法

当センターの熱線式風速計(ウインド・バーイISA-80)の操作方法を簡単に説明します。操作の詳細はセンターの相談員などにおたずね下さい。

①スイッチの投入

電源スイッチ(POWER)を投入すると、しばらくスクロール表示がされます。スクロール完了後、測定画面が表示されます。中央に大きく風速[m/s]、下部に温度[℃]及びバッテリ残量が表示されます。

スイッチ投入後プローブを測定したい場所にかざしてください。この時プローブ先端の向きに注意してください。なお、測定対象とする風速は微少ですので、測定する人の体が測定場所の風を妨げないように注意してください。



②ホールドキー

ホールドキー(HOLD)を押すと表示値が停止します。そのときに画面にはHOLDと表示されます。もう一度キーを押すと解除されます。

③移動平均キー

移動平均キー(MOV.AVE)を押すと風速の移動平均を表示します。このとき画面にはMov.Aveと表示されます、測定値の変動が大きく読み取りにくい場合に有効です。

④60秒平均キー

60秒平均キー(60s.AVE)を押すと60秒間の平均風速が表示されます。画面には、次の平均値が表示されるまでの残り時間と60s AVEが表示されます。なお、60秒平均キーを押したあとにリセットキー(R.S)を押すとそれまでのデータをリセットして新しく60秒間の平均値を測定し始めます。

⑤測定範囲外の場合

風速が測定範囲の下限0.05m/秒以下や上限の25m/秒以上の場合は、それぞれ画面にUNDERやOVERとともに「—」と表示されます。

なお、測定対象の空気は清浄でかつ湿度範囲0~60℃(本体40℃)相対湿度20~85%が条件となっています。それ以外では正確に測定できない故障の原因となりますので注意してください。

測定位置などについて

①局所排気装置

有害物質を完全に捕捉することができる風速(制御風速)以上の吸引風速をフードがもっているかで局所排気装置のフードの機能を確認します。

制御風速は有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質等障害予防規則および粉じん障害防止規則等でそれぞれ定められています。作業場の局所排気装置がこれらの規則に該当する場合は、それぞれの規則に定められた制御風速以上の吸引風速をもつことが要件となります。加えて作業室に空調の吹出気流などがあるときは、この気流に打ち勝つ吸引風速であることを必要とします。

吸引風速を測定する位置は、局所排気装置フードの型式によってそれぞれ異なります。特に外付け式フード(有害物発散源がフードの外にある型式)の場合、フード開口面ではなく、「当該フードによって有害物質を吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面からもっとも離れた作業位置(有害物質の発生する位置)」を測定します。

以上の局所排気装置の制御風速や測定位置については、「局所排気装置及び除じん装置の定期自主検査指針の解説」(中央労働災害防止協会 発行)などに記述されておりますので、詳しくはセンターの図書や相談員にお尋ね下さい。

②分煙効果の確認

分煙対策として、喫煙室などを設置した場合、喫煙場所から非喫煙場所に向かってたばこの煙が流れ出さないことが必要となります。このため「職場における喫煙対策ガイドライン」では、空間分煙の要件として非喫煙場所から喫煙場所に向かって0.2m/秒以上の気流があることとしています。分煙効果の確認や維持管理のための測定には、喫煙場所と禁煙場所との境界(喫煙室の出入口など)の上部、中央部、下部の3点を測定点と定めています。また測定頻度は、分煙効果確認のために対策実施後1回、維持管理のために3か月に1度(1年経過後測定頻度省略可)とされています。

まとめ

作業環境管理には空気の流れの管理が重要となります。特に局所排気装置や喫煙室などのように機械的に空気の流れを制御している場合、効果確認や維持管理のための風速測定が必要となります。当センターの熱線式風速計を利用して、正しい位置で測定すれば、容易に正確に空気の流れを把握でき、作業環境管理に役立てることができます。

食生活と生活習慣病

葉酸とホモシスティンを知って生活習慣病を予防しよう!

高知県衛生研究所 保健科学部

主任研究員 稲山 ゆり

赤ちゃんから高齢者までの健やかな生活づくりは、バランスの良い食生活で

生活習慣病は偏った生活習慣によって引き起こされますが、特に食生活が大切。近年、葉酸というビタミン不足や、それに伴うホモシスティンの増加は、3大死因の癌・心疾患・脳血管障害、さらに、アルツハイマー病、神経管閉鎖障害（胎児の無脳症や二分脊椎）、流産などの原因の一つとして注目されています。



健やかづくり、疾病予防対策、安全な食生活をめざす

一人一人が自らの判断で健康づくりを進めることが大切な時代

高知県民の死因の6割は癌、心疾患、脳血管障害で、いずれの疾患も全国ワースト5に入っています。心疾患は働き盛りの突然死、脳血管障害は寝たきりや認知症（痴呆）の原因になります。医療費や介護保険の節減のために、悪い生活習慣を見直し、自ら改善を実践することが大切です。

高知県の病気別3大死因

内閣府の人口動態統計年報で算出している。
死因は全部5位。心疾患は全国5位、脳血管障害は全国4位

■癌 ■心疾患 ■脳血管障害 ■その他



平成14年の最新統計による推定死因

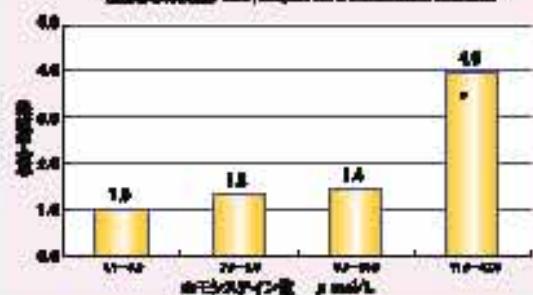
ホモシスティンが高いと脳梗塞にかかりやすい

高知県民の死因の3割を占める心疾患と脳血管障害は動脈硬化が病因。高知県衛生研究所、筑波大学、大阪府立健康科学センターとの共同研究で、ホモシスティンが高い($11\mu\text{mol/L}$ 以上)と動脈硬化を起こしやすく、脳梗塞に4倍かかりやすいことを日本人のデータで初めて明らかにしました。

超音波検査による頸動脈硬化所見
大阪府立健康科学センター 北村伸彦教授の参考による



ホモシスティン濃度と脳梗塞の発生率
「高知県民の死因別死因構成割合」による

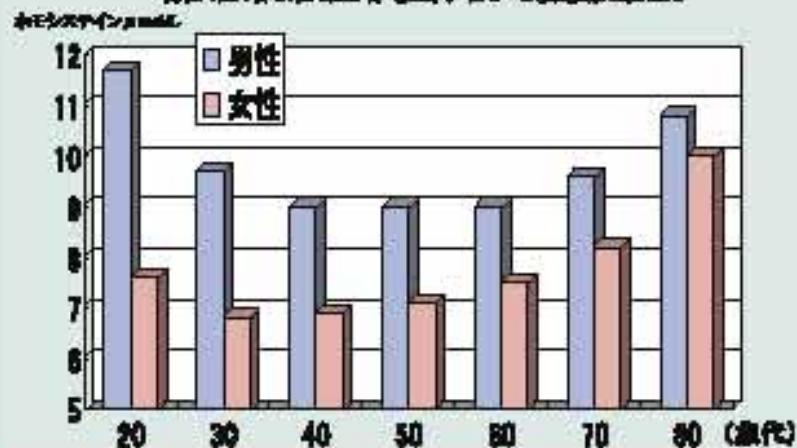


ホモシスティンは男性が高い。禁煙とビタミンDなどで下げることができる

ホモシスティンは必須アミノ酸のメチオニンが代謝される際に一時的に作られる悪玉アミノ酸。葉酸とビタミンB₆・B₁₂が不足すると高くなります。特に葉酸とビタミンB₁₂が大切。

高知県でホモシスティン濃度が高い($11\mu\text{mol/L}$ 以上)人は男性の3割、女性の1割います。特に若年層の葉酸不足は深刻で、ホモシスティンを下げて、生活習慣病の1次予防を行うには、禁煙と和食を中心としたバランスの良い食生活習慣を身に付けましょう。

高知県民のホモシスティン濃度の平均値
男性 1,304名 女性 2,029名 須山翠子 脳梗塞へのリスク評価実験による



葉酸の摂取に気をつけないとビタミンB群が不足に陥る

欧米諸国では1992年～94年にかけて「神経管閉鎖障害児は葉酸摂取で予防できる」という勧告を出し、葉酸の摂取量を1日400μgにしています。さらに、アメリカでは1998年に小麦粉などの穀物に葉酸の添加を義務付け、二分脊椎など神経管閉鎖障害児の出生は激減しました。一方、日本の発生頻度は先進諸国の中で最も高くなり、2000年12月、厚生労働省（旧厚生省）は妊娠可能な女性に1日400μgの葉酸摂取を勧めています。妊娠前から葉酸が不足しないことが重要で、健康補助食品（サプリメント）の活用も推奨しています。

葉酸 ビタミンB群を多く含む食品



葉酸を多く含む食品

商品名	葉酸	B群
卵黄	1800	0
桑葉茶	250	1.3
丸粒カゼ(ホーフ)	840	0
セロリカレッジ(ホーフ)	180	0
アスレチックス(ホーフ)	180	0
セムカム(ホーフ)	180	0
ブロッコリー(ホーフ)	180	0
セムカム(ホーフ)	110	0
レモン	80	0
レタス	77	0
セロヘイケ(ホーフ)	67	0

ビタミンB群を多く含む食品

商品名	B群	葉酸
レモン	68.4	17
銀杏のり	57.5	1600
すりご	56.9	140
鮭さけ	55.4	11
レモン	47.3	100
にわとり卵(卵黄)	44.4	1600
枝豆(ホウズキ)	39.1	40
小豆(しろまめ)	34.7	44
おにぎり	17.7	10
にしん	12.4	18
地鶏	8.9	11

単位：ミク／可食部100g（主計日本食品標準成分表）

食生活習慣に気を付けるのが問題を防ぐことが好きな女性はホモシスティンが高い

2003年に行った男女20歳～59歳のアンケート調査では、葉酸やホモシスティンを知っている割合はわずか1割程度でした。また、「癌・高血圧・糖尿病・動脈硬化などの生活習慣病は特に食生活と関連が深いので気を付けるようしている」と答えた人の割合は男性の26%、女性の45%でした。しかし、食生活習慣に気を付けながら料理をすることが好きな女性はホモシスティンが低く、動脈硬化を防ぐ抗酸化ビタミンが高いことも分かりました。

詳しくはこちら

- 厚生労働省「神経管閉鎖障害の発症リスク低減のための妊娠可能な年齢の女性等に対する葉酸の摂取に関する追加情報提供について」http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/1212/h1323-1_14.html
- ビタミン広報センター：ニュースレターNo.103(2001年7月)「血中ホモシスティン・葉酸・ビタミンB群と動脈硬化との関連」<http://www.vic-japan.or.jp/>
- 高知県衛生研究所ホームページ：衛研ニュース第4号 3ページ～3ページ「動脈硬化予防の効果はキレイな血管」<http://www.mednet.kochi.gr.jp/ekien/>
- 高知県衛生研究所第50号47＆48ページ「若い女性のライフスタイルと血漿ホモシスティン、αトコフェロールの検討」<http://www.mednet.kochi.gr.jp/ekien/>
- 高知県衛生づくりホームページ：「生活習慣病予防ホモシスティンを知って動脈硬化を予防しよう」<http://www.mednet.kochi.gr.jp/>

産業看護の 現場から

近森病院健康管理センター

野口 由美

初めまして。近森病院健康管理センターです。医療法人近森会は近森病院、総合心療センター近森、近森リハビリテーション病院、在宅総合ケアセンター近森と4施設あります。急性期からリハビリテーション・在宅医療まで地域に根ざした病院を目指し、また患者様によりよい医療を提供するため日々がんばっています。現在、約1000人の職員が働いています。

<健康管理センター紹介>

① どこにあるの？

近森病院本館8階にあります。本館で一番空に近く、窓からの眺めは抜群です。平成6年6月から活動を開始しました。

② 誰がいるの？

現在スタッフは産業医1名、産業保健師2名、臨床検査技師1名です。（写真参照）ここで、少しスタッフの紹介をします。

近森病院副院长でもあり産業医でもある北村先生。優しく職員の相談には気軽に応じてくれます。職員の為に、時には厳しいことも…とても家族を大切にし、ラグビー、スキー、ツーリング、野菜つくりなど趣味も多く、また美食家でもあります。続いて、産業保健師の横山主任。優しいだけではない！仕事もでき、いかなるときも冷静に対処しアドバイスしてくれます。温泉と猫が大好きな方です。そして、いつもクールな検査技師の梶原さん。よく動き、よく食べ、ココロの広い方です。最近「りらっくま」というキャラクター（癒し系くま）に魅了されています。最後に私、産業保健師の野口です。近森病院に就職して3年目です。産業保健師としてはまだまだ学ぶことが多く、人間としてもまだまだ修行中。仕事も遊びも一生懸命、かわいい雑貨とお菓子つくりが大好きです。横山主任曰く「コロコロ笑顔が素敵なお働き者。いつもおいしいコーヒーを入れてくれます」

③ どんなことしてるの？

活動は幅広く、職員の各種健康診断（*THP健康測定含む）、健康・こころの相談や感染対策、各種イベント（運動会やスポーツ大会）等の企画立案から運営まで携わっています。

*THPとは厚生労働省の「トータルヘルスプロモーション」＝「心とからだの健康づくり」

④ 大切にしていること。

「I am ok、You are ok」を大切に、また常に職員のために憩いの空間でありたいと思います。

学校で言えばそう保健室。休憩していても保健室って怒られないし、なんだかホッとできますよね？

<仕事回ごと>

① THP健康測定

平成6年にTHPサービス機関として認定を受け、平成7年より全職員を対象として行なっています。疾病を持つ方の治療から看護に携わるので職員1人、1人が健康でいてほしいこと、自分自身の健康管理もしっかりとできるようにと保健指導・栄養指導・運動指導・心理

相談などに対応するため専任スタッフを充実させています。みなさん仕事の合間に来ているため、時間にゆとりが無いことがしばしば。年に2回は運動機能検査も行い、血液検査・生活状況調査の問診と一緒に健康について振り返る機会をもってほしいと思います。昨年春の健診から、皆の健康にも関心を持ってもらいたいと坂本歯科衛生士（リハビリ病院に在籍）による口腔チェックがスタートしました。

④ 感染対策

近畿会感染対策委員会を月1回開催しています。最新の感染症に関する情報提供からサーベイランス、感染統計の処理、職員の予防接種、感染教育などに関わります。委員会のメンバーは医師、薬剤師、検査技師、看護師、事務職員等で構成されており、ICDの北村先生を中心に院内感染対策に取り組んでいます。



岩瀬 淳子 北村 一樹 関口 由美 鶴山 元子

⑤ 新しいスポーツ大会

(後藤・鶴原)

働いている限り楽しいこともなくては!!と日ごろの運動不足とストレスを少しでも解消できるといいなと思い開催しています。バレー・ボーリング大会、テニス大会、ソフトボール大会、年に一度のピックイベント「大運動会」など。運動会は11年続いています。すばらしい。職員数も多いため、スポーツ大会に参加することで職員同士の交流の場となります。また仕事を円滑に運営するためにもこの様なイベントは欠かせませんね。

⑥ 禁煙

体の悩みから軽微の相談、とてもプライベートなことまで相談を受けることがあります。基本的に相談日は設けていません。そのため予約などなく「いつでも」対応できるようにしています。鶴原さんと私は初級産業カウンセラーとしても専任しています。

⑦ 禁煙サポート

循環器内科部長の川井先生を中心に、禁煙サポートチームが発足し、昨年10月から禁煙外来を開設しました。毎週月曜日の午後診察で、完全予約制です。これを機に、職員への禁煙サポートも行うことになりました。産業医の北村先生が診察・処方を行い、禁煙中の相談などサポートは保健師が対応しています。ニコチンパッチを上手に使い禁煙した職員は現在、5名います。この物がどんどん広がっていけばいいですね。もちろん病院は全館禁煙です。

⑧ 健康管理センターの悩みと想い

楽しそうに活動しているように見えますが、やはり悩みもつきません。職員1人1人に細やかに対応できるように、今よりも衛生管理活動にも力を注ぎたいと思います。また過度労働・メンタルヘルスの問題など課題もたくさん。そして、職員が働きやすい職場つくりを第一に考えなければなりません。いつも、いつまでも、職員に優しい健康管理センターでありたいと思います。

⑨ この出会いに感謝

今回、高知産業保健センターから「健康管理室の紹介を」とお話をいただき、私たちの健康管理センターが1人でも多くの方に知ってもらえるチャンスだと思い、ありがたく執筆させていただきました。この情報誌は様々な職種の方が読まれるということで、できるだけ分かりやすくかつ、くつろいで楽しく読んでいただける内容を目指しました。これを読んで、健康管理センターを少しでも知っていただけたのなら嬉しく思います。

ありがとうございました。

安芸・香美地域 産業保健センター だより



コーディネーター

橋本 邦夫

当センターは、平成7年8月地域の小規模事業場で働く労働者に産業保健サービスを提供することを目的として開設され、当初は安芸市、宍戸市、安芸郡が対象でしたので、安芸地域産業保健センターとして出発しましたが、平成10年4月香美郡が加わり現在の名称となって、活動を続けてきております。

現在、当センターの区域内の産業医有資格者は33名（安芸郡医師会14名、香美郡医師会19名）で、窓口相談や訪問保健指導にかかわって下さっております。又、県を退任された保健師の協力もあり、年々成果が向上いてきております。

対象事業場は安芸労働基準協会、高知労働基準協会（山田、香北、物部地区）の会員を主とし、それぞれの事業場に健康相談窓口開設の案内（安芸市月1回、芸東・中芸・香南・香北地区は年3回）を出して、相談への参加を呼びかけたり、またコーディネーターが事業場を訪問して、センター利用をお願いしています。

厚生労働省は健康診断の実施とその後措置の徹底、メンタルヘルス対策の推進、過重労働による健康障害の防止を柱とした労働者の健康維持を大きな目標として掲げ、全国衛生週間説明会等で、それらの推進を呼びかけている。

労働安全衛生規則第15条の2には「50名未満の事業場は地域産業保健センターの利用に努めるよう」と規定しております。

事業主の方々には労働者が健康で安心して働ける環境づくりのため、地域産業保健センターの利用を積極的に推し進めて下さることを願っております。

当センターの主な業務は、(1)健康相談窓口の開設、(2)個別訪問による産業保健指導、(3)産業保健情報の提供であります。

(1) 健康相談窓口の開設

●定期相談窓口

安芸・香美地域産業保健センター	毎月第3水曜日
-----------------	---------

●移動相談窓口(5月、11月、2月に実施)

香北地区	土佐山田町	田所胃腸科内科	第4木曜日
香南地区	夜須町	寺田内科	第4月曜日
中芸地区	田野町	田野病院	第2火曜日
芸東地区	室戸市	むろとぴあ医院	第3火曜日

(2) 個別訪問産業保健指導

事業場からの申込みによって産業医、保健師が事業場を訪問して、健康相談に応じたり、健康に関する講演を行っています。

最近の相談としましては、過重労働による健康障害が問題になってきているため、一定以上の時間外勤務をした労働者への指導を希望する事業場が増えている。

(3) 産業保健情報の提供

全国安全週間、全国労働衛生週間の準備説明会に参加して、センター事業についての説明や産業保健についてのリーフレット等を配布しています。また、「安芸地区勤労者健康づくり推進協議会」の委員として東部保健所と協力体制をとり、地域の事業場や商工会の代表の方々に情報を提供している。

当センターも7月で満10年になります。開設当初と比べれば少しずつではあるが、知名度も上がり利用者も増えてきております。とは言え、まだまだその活動が十分であるとは言えません。センター事業を更に多くの方々に知っていただき、小規模事業場で働く人たちの健康管理に役立つことが出来ればと願っています。

事業主の皆さん 労働者の健康を守るために「無料の産業医」—「地域産業保健センター」—を大いにご利用ください。

飛島・大旺特定建設工事共同企業体

新宇治川放水路作業所 吾川郡いの町池ノ内六反田393-5

事業場概要

当作業所は、宇治川流域の浸水被害を軽減・解消するため、直径約7m、延長1,045mの放水路を建設するもので、国土交通省四国地方整備局から工事を請け負い平成14年11月1日工事に着手しました。工事の進み具合は、3月末現在67%で平成18年3月31日に完了する予定であります。

3月末現在、職員8人のほか協力会社7社約60名が建設工事に従事しています。建設業の場合は元請け・下請けの作業員がいることが特徴といえます。

安全衛生管理体制

当作業所の管理体制は、統括安全衛生責任者(荒井栄廣所長)及び元方安全衛生管理者(堀本博人工事課長)による管理および安全衛生協議会を組織し、協力会社を含め当作業所で従事する全ての作業員の労働災害を防止するための体制をとっています。

安全衛生管理活動として、統括安全衛生責任者等により作業所内を毎日巡視するほか、毎月安全衛生協議会委員による場内巡視、四国支店安全衛生担当者による安全衛生パトロール、工事発注者による協議会パトロールを実施しています。場内巡視は危険有害要因による危険状態の把握に重点を置いていますが、悪い点だけでなく良い点を見つけ、評価し、その取組みが現場全体へ広がるよう配慮しています。

当作業所の1日

当作業所の1日は、トンネル班7時00分、明かり工事班8時00分からの朝礼から始まります。

安全広場に全作業者が集合し、ラジオ体操を実施したあと、作業の内容の確認、安全衛生の指導、連絡調整事項の伝達を行っています。

その後、職長を中心に作業手順KY活動をし、全員で指差呼称します。

同時に作業員の健康状況のチェックをして、それぞれ作業に取り掛かります。

意識の高揚

危ないものを危ないと感じる感受性を高めるための作業手順KY活



動は、工種ごとのグループにより、その日の作業内容をボードに書き出し、その中に潜む危険要因を皆で出し合い、指差し呼称項目を決定し、全員で指差し呼称で確認するようにしています。

当初は戸惑いも見られ、なんなく行っていたKY活動ですが、回を重ねるうち、リーダー役を持ち回りで行うなど活動が向上し、現場の整理整頓も良くなるなどの効果にもつながりました。

健康管理について

平成16年の一般定期健康診断結果では何らかの所見を有する者は、作業員の高齢に伴い多くあります。特に、生活習慣に関する項目において有所見者が多く、有所見者に対する事後指導を行うことが重要ですので、産業医の先生の面談による個別指導を実施し、意見をいただいています。

なお、小規模事業場産業医共同選任制度の適用を受け、いの町の森木先生による健康相談を年に2~3回実施しています。

ABC運動

当作業所ではABC運動を推進しています。ABC運動とは「当たり前のことを行なわないで、ちゃんとやろう」というものです。

災害発生原因に多くの不安全行動をなくす為です。スローガン的になっていますが定着を計りたいところです。

作業環境管理の実施

作業環境を適正に管理するため、作業環境の測定を実施しており、トンネル内の船じん濃度(2回/月)、強化水素(毎日)、酸素(毎日)、二酸化炭素(毎日)、一酸化炭素(1回/月)、温度(2回/月)の測定を実施しています。

トンネルに設置している換気装置については、掘削状況に応じて風管を延長することや、風管からの漏れなどの点検(2回/月)を行っています。また、換気の効果を確認するため、風速、風量の測定を月2回実施しています。

終わりに

トンネル工事の特徴として地元からの通動作業員に加え、全国各地からトンネル掘削作業員が宿泊生活を送りながら生活しています。工事が完成し作業員それぞれが家族のもとに健康で元気な体で帰ることが出来るようを目指して参ります。



個人情報保護と 労働衛生管理



高知大学医学部教授

高知労働保健基盤センター特別相談員 甲田 広樹

本年4月より施行される個人情報保護法をうけて、事業所で取り扱う労働者の健康情報はセンシティブデータ（特に機敏なデータ）として慎重に取り扱うことが要求されるようになりました。実際の労働衛生管理の現場で健康情報を保護する体制をどのように構築していくのか、厚生労働省の行政文書などを参考に考えてみましょう。

1. 健康情報の利用目的の特定と労働者の同意の取得

まず、事業者は労働者の健康情報をどのように利用するのか、合理的かつ具体的な利用目的を特定しなければなりません。そして、この健康情報の利用目的を労働者に通知した上で、健康情報の取り扱いに関する承諾の意志（同意）を労働者から得ることが望ましいとされています。

2. 保護されるべき健康情報とは何か

保護されるべき健康情報には、職場で実施される一般健康診断や特殊健康診断、TSPによる健康測定だけでなく、脳血管及び心臓疾患の予防対策のために導入された二次健康診断や健康保険組合による成人病検診や人間ドックも対象となります。そして、これらの健康診断などの結果、医師や保健師が実施する保健指導や事業者が実施する事業措置などが具体的な健康情報と該当します。

この他、日常的な労働衛生管理の場面で得られる労働者の健康情報、すなわち、健診相談などで産業医が知り得た健康情報、欠勤や休業などの際に医療機関より提出された診断書、受領記録や傷病診断名の記載されている医療の記録、労働者より任意に提出された病歴・健康診断結果なども保護すべき健康情報に含まれるとされています。

3. 労働者の健康情報を誰が取り扱うか

前述した健康情報は産業医や衛生管理者だけでなく、人事管理部門のスタッフが接する可能性があります。そこで、「産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者」を産業保健従事者と定義して、これらの健康情報を取り扱う者を認定し、その業務範囲や守秘義務規定を事業所内で設ける必要があります。

事業所全体の個人情報保護の観点から、事業所の労働衛生管理において責任のある役職の者を「個人データ管理責任者」として選任することも要求されています。また、産業保健業務従事者には定期的な教育や研修を行うことで、個人情報保護の趣旨を理解し、様々なケースやトラブルへの対応を身につけることも重要となります。

4. 労働者の健康情報取扱いにあってのいくつかの留意事項

(1) 第三者からの健康情報の提供にあたって

事業所が労働者の健康情報を医療機関や健康保険組合などの第三者から提供を受けようとする場合、医療機関や健康保険組合などは健康情報を取得する目的をあらかじめ労働者に承諾を得た後に、労働者本人から健康情報を事業所に提出することが望ましいとされています。

(2) 健康情報の安全管理するための留意事項

健康診断の結果のうち、診断名や検査値などの生データを取り扱う場合、健康情報の利用目的に沿って、産業保健業務従事者の中でも医学的知識を有する産業医や産業看護職が直接加工してから取り扱うことが望ましいとされています。例えば、事業所の安全衛生委員会で労働者の健康状態を確認するために健康診断結果や診断書などのコピーが資料として出されることは好ましい状態とはいません。また、労働者が生命保険に加入する際には、事業所で実施した健康診断結果をそのままコピーして提出するのではなく、産業医や産業看護職が労働者の健康情報を加工して本人同意の上で生命保険会社に提出することが望ましいでしょう。

(3) 苦情処理窓口の設置

労働者から健康情報取り扱いに当たっての苦情や相談の窓口を事業所に設置すべきです。そして、寄せられた苦情や相談は、必要に応じて産業保健業務従事者と連携して、その解決を図れる体制を整えるべきです。

(4) 労働者の健康診断などを外部に委託する場合の留意事項

多くの事業所では労働者の健康診断を外部の医療機関や検診機関に委託しています。この場合にも、事業所は健康情報の保護や安全管理に配慮し、一定の選定基準を設けて、委託する医療機関や検診機関を選定する必要があります。具体的には、委託する外部機関と文書によって、労働者の健康情報の保護のための措置をかわすことが望ましいとされています。その契約内容には、①委託先の外部機関で健康情報を取り扱う従事者への守秘義務規定、②委託契約期間、③健康情報の利用目的を達成した後の委託先における健康情報の破棄や削除、事業者への返却が確実に行われること、④健康情報の加工、改ざんの禁止や制限、⑤健康情報の複写や複製の禁止（安全管理上のバックアップを除く）、⑥事故発生時における事業所への報告義務と責任の明確化、が盛り込まれるべきでしょう。

現在、事業所では、メンタルヘルスや過重労働などの保護すべき健康情報を慎重に取り扱わなければいけない場面が増えてきています。そのためにも、労働者の健康情報保護の趣旨を理解した上で、現場の労働衛生管理を行うことが重要となってきます。

産業保健セミナーの ごあんない

当センターでは、衛生管理者、事業主、労務担当者、保健師、労働者等、産業保健関係者に対して実践的な能力向上のため、産業保健セミナーを開催しています。平成17年5月～10月までの間に開催するセミナーは次頁のとおりでありますので、ぜひご聴講下さい。

定員 30名(定員に達し次第締め切らせていただきます。)

場所 当センター研修室

受講料 無料です。

駐車場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

申込 下記の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまで郵送又はFAXにより申し込みください。

高知産業保健推進センター

電話 088-826-6155 FAX 088-826-6151

住所 高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

産業保健セミナー受講申込書

事業場名				業種	
所在地				電話	
受講者	職名			職種(該当するものに○印をお願いします) ・衛生管理者 ・保健師 ・看護師 ・労務管理担当者 ・産業保健機関 ・事業主 ・労働者 ・その他	
	お名前				
開催日		テーマ			
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					

産業保健セミナー開催予定(5月～10月)

No.	開催日時	開催場所	テーマ・内容	講師
1	平成17年5月12日(木) 15時～16時30分	当センター 研修室	作業環境測定基準と評価基準 特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令並びに作業環境測定基準及び作業環境評価基準の一部を改正する告示のポイントを解説します。	中西淳一氏 (東洋電化工業(株)分析センター所長、基幹相談員)
2	平成17年5月26日(木) 15時～16時30分	当センター 研修室	熱中症を予防する 熱中症については、よく知っているように感じられますが、さて、あなたは、熱中症について、また、その原因や予防、対処法を知っているでしょうか。	甲田茂樹氏 (高知大学医学部教授、特別相談員)
3	平成17年6月16日(木) 15時～16時30分	当センター 研修室	働く女性の健康管理 働く女性の健康管理を進めるために、関係法令の解説と適切な健康管理を行うために必要な基本的な事柄を中心に、わかりやすく解説します。	杉原由紀氏 (高知大学医学部助手、特別相談員)
4	平成17年6月28日(火) 15時～16時30分	当センター 研修室	救急医療 ～いざという時のため～ 職場における救急法のすべて	高橋淳二氏 (高橋病院理事長、特別相談員)
5	平成17年7月15日(金) 13時30分～15時	当センター 研修室	事例研究 職場のメンタル不全「あなたならどうする?」～うつ病と職場不適応～ 企業の担当者として、メンタル不全者への対応について事例をもとに考え、意見を出し合って学びます。	伊藤高氏 (いとうクリニック院長、基幹相談員)
6	平成17年7月22日(金) 15時～16時30分	当センター 研修室	生活習慣病について ～予防と運動のポイント～ 食事、運動、休養、喫煙など生活習慣により発症進展に関与する疾患群とされる本病は、その発病を予防し合併症を防ぐことが大切であります。ことに有酸素運動は体脂肪を減らし各種の合併症の進展を防ぐ有力な手段であり、運動療法の大まかなポイントについて述べます。	熊野修氏 (高知北病院副院長、基幹相談員)
7	平成17年8月10日(水) 15時～16時30分	当センター 研修室	メンタルヘルス対策 ～日常におけるカウンセリング～ 健康とは「身体的・精神的・社会的」な健康であると言われています。この健康を維持するためには、予防が必要です。予防は毎日の中から生まれ、「人」を支えてくれます。その方法の一つとしてのカウンセリングがあります。	森由枝氏 (森社会保険労務士事務所所長、基幹相談員)
8	平成17年8月24日(水) 15時～16時30分	当センター 研修室	歯の二大疾患 ～虫歯と歯周病について～ 歯は直接命に關係ないから、痛くなったときに治療に行けばいいと考えていませんか?痛くないときでもむし歯や、特に歯周病は悪くなっています。歯を失う二大疾患のむし歯と歯周病についてお話しします。	江渕有三氏 (江渕歯科診療所院長、特別相談員)
9	平成17年9月12日(月) 15時～16時30分	当センター 研修室	労働衛生プロジェクトの費用便益性について 医療の経済的評価は、「費用と結果の両面から見た、医療行為の比較分析」と定義できる(Drummondら)。つまり、経済的評価の基本的作業は、「検討する医療行為について、その比較案も含めて、費用と結果の内容を明らかにし、さらにその測定を行う。そして、最後に比較評価する」ことである。この観点から、現在、行われている労働衛生プロジェクトの柱となる健診と健康教育の効果について論じる。	中村裕之氏 (高知大学医学部教授、特別相談員)
10	平成17年9月29日(木) 15時～16時30分	当センター 研修室	簡易作業環境測定器の基礎知識 (1) ガス検知管測定法について (2) デジタル粉じん計の測定法について	川村清雄氏 (株)東洋技研 技術顧問、基幹相談員
11	平成17年10月13日(木) 15時～16時30分	当センター 研修室	パニック障害の治療 ～長期経過の改善を目指して～ かつて不安神経症と呼ばれていた病気がいつの頃かパニック障害と呼ばれるようになり、抗うつ剤がよく効くことがわかつてきて、うつ病同様薬でよくなる病気になってしまいました。ところが長期的経過を見ていくとかなり再発が多く、薬物中心の治療では再発の度に自信を失い生活が狭まっていく印象があります。また、一見すると良くなっているような患者さんも細かく問診していくといろいろ症状があり、そのため結構不自由な思いをしているようです。私自身このような患者さんを何人も見てきて、最近は症状を叮嚀に聞いていってきめ細かい治療をしていくことと、長期経過の改善につながるような考え方と技術と自信を患者さん自身が身につけていくことに重点を置いており、このことについてお話しします。	宮崎洋一氏 (近森病院第二分院副院長、特別相談員)
12	平成17年10月26日(水) 15時～16時30分	当センター 研修室	健康診断の見方と対応 健康診断で指摘された異常所見をどう読むか、その理解と指導をどうするかについてお話しします。	田邊一郎氏 (愛媛労災病院内科部長)

産業医学研修会のご案内

当センターでは、平成17年5月～10月下旬のとおり産業医学研修会を開催いたしますので、受講をご希望される先生につきましては下記申込書にご記入のうえ当センターにファックスによりお申込下さい。

◆概要

会 場 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階研修室
定 員 30人 ※事業場訪問による研修(No.3,6)のみ20人(定員に達し次第締め切らせていただきます。)
申込期限 開催日の10日前
受 講 料 無料です。
申 込 下記の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまでFAXにより申し込みください。
申込先 高知産業保健推進センター
電話 088-826-6155 FAX 088-826-6151
住所 高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階

番号	日 時	研修内容・講師(予定)	単位(申請中)
No.2	5月19日(木) 14時30分～16時30分	最近の労働衛生行政の展開と産業医の役割 講師 鈴木 秀吉 氏 高知産業保健推進センター所長	生涯専門・2単位
No.3	6月9日(木) 14時30分～16時30分	事業場訪問による研修(東洋電化工業㈱) 講師 鈴木 秀吉 氏 高知市萩町2丁目2-25 産業保健推進センター所長 産業保健推進センター基幹相談員 産業保健推進センター特別相談員 定員に達しましたので、受付を終了いたしました。	生涯実地・2単位
No.4	7月20日(水) 14時30分～16時30分	職場における腰痛の予防 人間工学的対策 講師 宇土 博 氏 広島文教女子大学教授	生涯専門・2単位
No.5	8月20日(土) 14時30分～16時30分	最近の労働者の疲労と睡眠 講師 佐々木 司 氏 財団法人労働科学研究所研究員	生涯専門・2単位
No.6	9月29日(木) 14時30分～16時30分	事業場訪問による研修((株)太陽 高知市布師田3950) 講師 鈴木 秀吉 氏 高知産業保健推進センター所長 門田 義彦 氏 高知産業保健推進センター基幹相談員 杉原 由紀 氏 高知産業保健推進センター特別相談員	生涯実地・2単位
No.7	10月8日(土) 14時30分～16時30分	産業医のスキル 労働・生活習慣の把握(問診票) 講師 広瀬 俊雄 氏 仙台錦診療所産業医学センター所長	生涯専門・2単位
No.8	11月9日(水) 14時30分～16時30分	我が国の屋外寒冷暑熱環境における健康管理の現状と課題 講師 井奈波 良一 岐阜大学大学院医学研究科助教授	生涯専門・2単位

産業医学研修会受講申込書

受講者氏名		連絡先電話番号	
受講票 送付先	〒 住所 名称等		
	※送付先が勤務場所の場合、勤務先の名称及び部、課等の記入をお願いいたします。		
産業医認定番号	資格更新期限		年 月
受講希望	番 号	開 催 日	
	No.	平 成 年 月 日	
	No.	平 成 年 月 日	
	No.	平 成 年 月 日	
	No.	平 成 年 月 日	

高知産業保健推進センター産業保健相談員のご紹介

1.窓口相談・実地相談業務担当

担当分野	氏名	所属	専門分野
産業医学	森岡 茂治	こんどうクリニック院長	じん肺、保健指導、健康管理
	熊野 修	高知北病院副院長	筋骨格系疾患
	坪崎 英治	高知検診クリニック院長	消化器、健康評価、保健指導、健康指導、じん肺、振動病
	森木 光司	森木病院院長	循環器、人工透析
労働衛生工学	門田 義彦	門田労働衛生コンサルタント事務所所長	労働衛生工学
	中西 淳一	東洋電化工業(株)分析センター所長	労働衛生工学
	川村 清雄	(株)東洋技研技術顧問	労働衛生工学
メンタルヘルス	伊藤 高	いとうクリニック院長	メンタルヘルス
労働衛生関係法令	山本 秋廣	高知労働基準協会事務局長	労働衛生関係法令
カウンセリング	森 由枝	森社会保険労務士事務所所長	カウンセリング
保健指導	五十嵐 恵子	高知県総合保健協会保健業務課長	保健指導

2.特別相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野
産業医学	高橋 淳二	高橋病院理事長	健康管理
	甲田 茂樹	高知大学医学部教授	職業病、筋骨格系疾患、有害化物質管理、人間工学的要因
	中村 裕之	高知大学医学部教授	騒音、振動、電磁波、アレルギー
	杉原 由紀	高知大学医学部助手	保健指導
メンタルヘルス	吉岡 隆興	細木ユニティ病院医局長	メンタルヘルス
	宮崎 洋一	近森病院第二分院副院長	メンタルヘルス
	久保田 聰美	高知女子大学大学院博士課程	メンタルヘルス
保健指導	川村 美笑子	高知女子大学生活科学部教授	栄養生理学、保健栄養学
	江渕 有三	江渕歯科診療所院長	歯科
	奴田原 淳	奴田原歯科医院理事長	歯科

3.地域担当相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野
産業医学	高知	島本 政明	島本病院院長
	須崎	田村 章	田村外科院長
	中村	清谷 知郎	メンタルヘルス
	安芸	田所 久賢	消化器内科

平成17年度相談員勤務表

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1	午後			森相談員 坪崎相談員	労働衛生工学相談員	伊藤相談員
第2	午後	山本相談員		坪崎相談員	森岡相談員 労働衛生工学相談員	
第3	午後		森木相談員	森相談員	労働衛生工学相談員	伊藤相談員
第4	午後	山本相談員 五十嵐相談員	高橋相談員		労働衛生工学相談員	熊野相談員

※木曜日の労働衛生工学に関しては、門田・中西・川村の3名でのローテーションとなっています。

高知労働局雇用均等室より
おしゃせ

4月1日から 改正育児・介護休業法がスタートしています

各企業におかれでは、改正育児・介護休業法に沿った雇用管理がなされますよう、企業内の制度について今一度点検をお願いいたします。

○育児休業・介護休業の対象者が拡大されています

一定の範囲の期間雇用者も休業の対象となります

○育児休業期間が延長されています

一定の事情がある場合、子どもが1歳6ヶ月に達するまで休業できます

○介護休業の取得回数制限が緩和されています

対象家族1人につき複数回の介護休業をとれます

○子どもの看護休暇が創設されています

病気・けがをした子どもの看護のために、年に5日まで休暇を取得できます

法律の詳しい内容については下記にお問合せください

高知労働局雇用均等室
高知市南金田48-2 TEL 088-885-6041



地域産業保健センターのご案内



労働者50人未満の事業場では、経済的理由などの理由で、事業場として医師と契約して、労働者に対する健康指導や健康相談などの産業保健サービスを受けている人達に提供することが十分でない状況にあります。

このため、このような事業場で働く人達に対する産業保健サービスを充実する目的で、「地域産業保健センター」を設置しています。

高知県エリアマップ

**ご利用は
無料
です**

健康相談窓口の開設

- 健康診断の結果が気になる。
- 健康のため、日頃からどんなことに気をつけたらいいか。
- 従業員の健康管理はどうすればよいか。
- 験近、気分がすぐれない。

などについて医師・保健師などがアドバイスします。

産業保健情報の提供

- 日本医師会認定産業医、労働衛生コンサルタント、医療機関、労働衛生機関等の情報を提供します。

事業場の訪問

- ご希望により事業場を訪問し、健康管理・作業環境改善の方法等のアドバイスを行います。

高知県内の地域産業保健センター

※市在場と相談窓口の開設場所が異なることがありますので、お問い合わせ電話で確認の上、ご相談下さい。

センター名

所在地

TEL&FAX

**高知
地域産業保健センター**

〒780-0037
高知市城山町207-6(高知区医師会組合内)
月、水、金曜日、第1・第3土曜日、第3・第4木曜日
(10時~11時休、休憩のあと13時頃まで)

TEL/088-533-1248
FAX/専用
コーディネーター：川村

**須崎
地域産業保健センター**

〒780-0031
須崎市東丸町5-10(高岡歯医師会館内)
火、水、木曜日(10時~16時)

TEL/0889-42-0314
FAX/専用
コーディネーター：鶴田

**中村
地域産業保健センター**

〒780-0036
四万十市中村石山字明治383-8(種子医師会組合内)
火、水、木曜日(10時~16時)

TEL/0883-34-4843
FAX/専用
コーディネーター：坂口

**安芸・香美
地域産業保健センター**

〒784-0320
安芸市庄之芝町1-46(安芸郡医師会内)
火、水、木曜日(10時~16時)

TEL/0887-35-5526
FAX/専用
コーディネーター：堀井

●高知労働局長が市医師会長に委託して、産業保健サービスを事業者・従業員の皆様に提供しています。

深夜業に従事する皆様へ 自発的健康診断受診支援助成金のご案内

深夜も頑張る
あなたが、
明日も元氣で
いられるように。

深夜業の方のための
助成金があります。

ご存じですか？健康診断費の3/4が助成されます。

仕事が一生懸命がんばっているのは、元気な身体がもってこそ、深夜労働は、過度の仕事に比べて身体への負担を大きくかかる。
疲れが溜まってしまったとき、早めに健康診断を受けることを。

◆支給対象者

深夜業に従事した方

従事した期間の一ヶ月平均1000円程度の午後料金に
かかる方も含まれます

① 所持使用される労働者

② 自発的健康診断を受診する日前3ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上（過去もヶ月で合計94回以上）深夜業に従事した方

◆助成金額

健康診断に要した費用（検査料も含む）の
3/4に相当する額

上限7,500円

申請期間は毎年1月1日～12月31日までです。
申請料金は、申請料金に1回の助成金額を乗算して算出されます。
申請料金は、申請料金に1回の助成金額を乗算して算出されます。
申請料金は、申請料金に1回の助成金額を乗算して算出されます。

厚生省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・ 総務省監修・

www.refuku.go.jp

職場の
かかりつけ医が
いると
安心です。



小規模事業場(50人未満)が
共同して産業医を選任すると
助成金が支給されます。
産業医共同選任事業
(小規模事業場 産業保健活動 支援促進助成金)

都道府県産業保健推進センター

厚生労働省・ 独立行政法人労働者健康福祉機構

産業医共同選任事業

(小規模事業場産業保健活動支援促進助成金)

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同で選任し、その医師の行なう職場巡回、健康診断の結果に基づく保健指導、健康教育、健康相談、衛生教育等の産業保健活動により、従業員の健康管理等を促進することを奨励するための助成金です。

申請要件

① 2以上の小規模事業場の事業者が共同して産業医の要件を備えた医師を選任することにより応募できます。

② 以前に本助成金を受給したことがないこと。

助成金額及び支給期間

助成金は、1年度につき1事業場当たり表のとおりで、事業

場の規模に応じて支給します。支給期間は3ヵ年度です。2年度目、3年度目についても継続のための支給申請が必要です。

申請先

高知産業保健推進センター

高知市本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル4階
☎826-6155

小規模事業場の区分	金額
常時使用する労働者数が30人以上50人未満の小規模事業場	83,400円
常時使用する労働者数が10人以上30人未満の小規模事業場	67,400円
常時使用する労働者数が10人未満の小規模事業場	55,400円

人事
異動
らせ
の

平成17年4月1日付け人事異動により、高知産業保健推進センターでは新しいスタッフとなりました。

新任 副所長 佐井 可典 (高知労働局安全衛生課より)
前任 副所長 山中 敏秀 (高知労働局安全衛生課へ)



着任以来3年目を迎えることになりました。引き続きよろ

しくお願い申し上げます。

昨年度は、皆様のご協力のもと各種事業が推進できまし
たことを感謝いたします。

本年度も、今まで以上に関係者への利便性等を考慮した
事業を推進させて頂くよう努力いたしますので、皆様方の
より一層のご利用をお待ちしています。

(業務課長 那須 英昭)

高知産業保健 推進センターの業務

窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口、電話等で相談に応じ、解決方法を助言します。



CONSULTATION

情報の提供

産業保健に関するビデオ、図書等の閲覧、貸出しを行います。また、定期的に情報誌を発行します。



INFORMATION

研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、各機関、各団体が実施する研修について、教育用機材の貸与、講師の紹介を行います。



STUDY

広報・啓発

職場における産業保健の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。



SEMINAR

調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を提供します。



RESEARCH

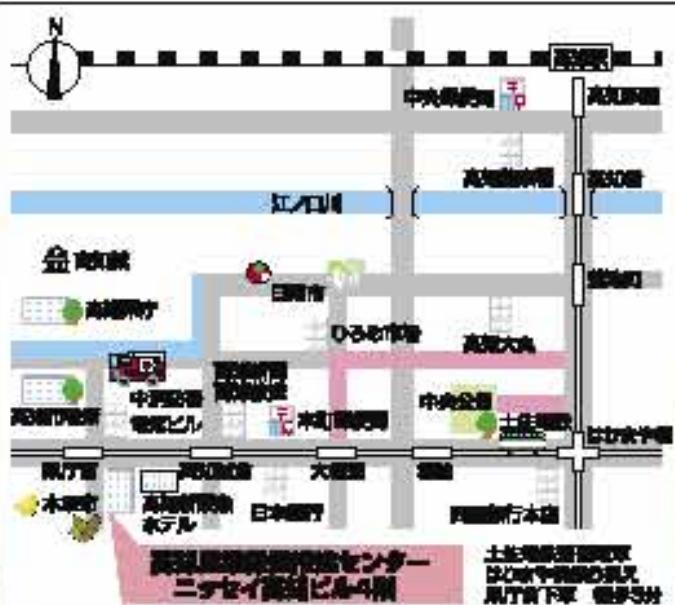
助成金の支給

◇労働者50人未満の事業場が産業医を共同して選任した場合、助成金を支給します。

◇深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金(費用の3/4、上限7,500円)を支給します。



SUBSIDY



ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00～PM5:00
(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)

独立行政法人労働者健康福祉機構
高知産業保健推進センター

T 780-0870

高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4階
TEL 088-826-6155㈹ FAX 088-826-6151

■ホームページ

<http://www.kochisanpo.jp/>

■Eメール

info@kochisanpo.jp